

「e シールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議」開催要綱

1 目的

デジタル化が社会全体で推進される中、電子データを安心・安全に流通できる基盤形成が必要不可欠であり、電子データの改ざんやなりすまし等を防止するトラストサービスの活用が期待されている。とりわけ、企業等が発行する電子データが増大する中で、業務効率化や生産性向上の観点からも企業等が発行する電子データの発行元を証明する「e シール」の活用が期待される場所である。

このような背景から、令和5年9月から e シールの更なる普及や活用を促す観点で総務大臣による e シールに係る認定制度の創設の要否も含めて議論する場として「e シールに係る検討会」を開催したところである。令和6年4月には、当該検討会での議論を踏まえて、e シールに係る認定制度の創設等を内容とする「e シールに係る検討会 最終取りまとめ」を公表するとともに「e シールに係る指針（第2版）」を公表した。

これらの内容を踏まえ、総務大臣による e シールに係る認定制度の創設に向けて、制度運用に必要な関係規程の策定に資する検討を行うことを目的に有識者会議を開催する。

2 名称

本会議は、「e シールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議」と称する。

3 検討事項

- (1) 認定に係る関係規程等の策定
- (2) その他

4 構成及び運営

- (1) 本会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本会議の構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (3) 本会議には、必要に応じて、必要と認める者を本会議の構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- (4) 本会議は、必要があると認めるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 本会議は、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益を害するおそれや構成員間の率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため、原則として非公開とする。
- (6) 本会議は、終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、配付資料については公開することにより本会議の円滑な実施に影響が生じるおそれがある場合には、非公開とすることができる。

5 その他

本会議の庶務は、総務省サイバーセキュリティ統括官室がこれを行う。

(別紙)

「e シールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議」構成員

(敬称略、五十音順)

伊地知 理	一般財団法人日本データ通信協会情報通信セキュリティ本部 トラストサービスセンター 所長
漆 嶋 賢二	GMO グローバルサイン株式会社事業企画部 部長
岡本 昭彦	セコムトラストシステムズ株式会社 CX 推進本部 G-ID 業務部 部長
小田嶋 昭浩	株式会社帝国データバンクプロダクトデザイン部ネットソリューション課 副課長
柿崎 淑郎	東海大学情報通信学部 准教授
宿谷 昌弘	サイバートラスト株式会社 R&D センター センター長
中村 克巳	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社トラストサービス部 シニアプロフェッショナル
濱口 総志	慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員
米谷 嘉朗	一般財団法人日本情報経済社会推進協会デジタルトラスト評価センター 主席研究員